

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織体制変更に係る保安規定変更認可申請に関する行政相談

2. 日時: 令和3年11月12日(金)10時00分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、片野管理官補佐、加藤上席安全審査官、
伊藤安全審査官、北條主任技術研究調査官、上野管理官補佐、
島村主任安全審査官、本多主任安全審査官、井上技術研究調査官、
加藤原子力規制専門員、佐久間安全審査専門職、島田安全審査官、
矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 上級技術主席 他4名

原子力科学研究所 保安管理部 施設安全課 課長 他2名

大洗研究所 技術主席 他6名

人形峠環境技術センター 安全管理課 課長 他5名

高速増殖原型炉もんじゅ 安全・品質保証部 品質保証課

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、今後申請を予定している安全・核セキュリティ統括部の組織体制の変更に係る保安規定変更認可申請について、令和3年10月18日の面談を踏まえて、申請内容を整理した結果を、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、説明内容に対し事実確認を行うとともに、申請に向けて以下の点について検討するよう伝えた。

- 変更後の安全・核セキュリティ統括本部長に担当理事が就任するとしているが、当該理事が別の業務の担当を兼務する場合、職務の重複による影響がなく独立した判断ができることを明確にすること。
- 変更により設置される核セキュリティ管理の総合調整を行う核セキュリティ管理部長について、保安規定上の保安活動組織に含めないことを明確にすること。
- 本申請による組織体制の変更について、変更前後の組織の役割分担を明確にする図等の資料を準備し確実に業務が移行されていることを説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、申請の準備を進める旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・安全・核セキュリティ統括部等の組織体制変更に係る保安規定変更認可申請について